

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行っております。

厚生労働省が定めた診療情報算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	点数
初診時	1 点
再診時 (3 ヶ月に 1 回に限り算定)	1 点

※今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いいたします。

医療法人安達同済会 同済病院